

大阪府動物の愛護及び管理に関する条例

平成十三年三月三十日大阪府条例第三号
最終改正 平成十八年三月二十八日

第一章 総 則

(目的)

第一条 この条例は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第五号。以下「法」という。）第九条及び第三十四条の規定に基づき動物の飼養及び保管に関し必要な措置等を定め、併せて動物の愛護及び管理に関し必要なその他の事項を定めることにより、府民の動物に対する愛護精神の高揚、府民の安全の確保及び公衆衛生の向上に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 飼養者 動物の所有者又は占有者をいう。
- 二 飼養施設 動物を飼養し、又は保管するための施設をいう。
- 三 特定動物 法第二十六条第一項に規定する特定動物をいう。

第二章 動物の適正な飼養

(飼養者の遵守事項)

第三条 飼養者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 動物の種類、数等に応じて必要な飼養施設を設け、適切に給餌及び給水を行うこと。
- 二 飼養施設の内部及びその周辺を常に清潔にし、悪臭等の発生を防止すること。
- 三 公共の場所並びに他人の土地及び建物等を不潔にし、又は損傷させないこと。
- 四 自己の飼養する動物の鳴き声等により、人に不快の念を生じさせないこと。
- 五 自己の飼養する動物が逸走した場合は、これを自ら搜索し、收容すること。
- 六 自己の飼養する動物をみだりに繁殖させないようにすること。
- 七 自己の飼養する動物を捨てないこと。
- 八 前各号に掲げるもののほか、自己の飼養する動物により、人に迷惑をかけないこと。

(犬の飼養者の遵守事項)

第四条 犬の飼養者は、その飼養する犬（以下「飼い犬」という。）を、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれのない方法で、常に係留しておかななければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 飼い犬をおりに入れて飼養し、又は囲い等の障壁の中で飼養するとき。
- 二 人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれのない場所又は方法で飼い犬を訓練し、若しくは移動し、運動させるとき。
- 三 警察犬、狩猟犬又は身体障害者補助犬法（平成十四年法律第四十九号）第二条第一項に規定する身体障害者補助犬をその目的のために使用するとき。
- 四 前三号に該当する場合のほか、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれのない場合として規則で定めるとき。

2 犬の飼養者は、住居の出入口等人の見やすい箇所に、規則で定めるところにより、犬を飼養している旨を表示しなければならない。

3 飼い犬が人をかんだことを知ったときは、その犬の飼養者は、直ちに、その旨を知事に届け出なければならない。

(特定動物の飼養者の遵守事項)

第五条 特定動物の飼養者は、その飼養施設を常に点検するとともに、捕獲用器材を常に使用できるように整備しておかななければならない。

2 飼養者は、その飼養する特定動物が逸走したときは、直ちに、知事及び最寄りの警察署に通報するとともに、当該特定動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するため、必要な措置を講じなければならない。

3 飼養者は、その飼養する特定動物が人の生命、身体又は財産に害を加えたときは、直ちにその旨を知事に通報するとともに、適切な緊急措置及び新たな事故の発生を防止するための措置をとらなければならない。

第三章 特定動物の飼養又は保管等

(特定動物の飼養又は保管の許可に係る基準)

第六条 法第二十六条第一項の許可に係る特定飼養施設（同項に規定する特定飼養施設をいう。以下同じ。）の構造及び規模に関する基準については、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第一号。以下「省令」という。）

及び特定飼養施設の構造及び規模に関する基準の細目（平成十八年環境賞告示第二十一号）で定めるもののほか、規則で定める。

（飼えなくなった特定動物の処理）

第七条 法第二十六条第一項の許可に係る特定動物の所有者は、当該特定動物を飼えなくなった場合は、その責任において適正にこれを処理しなければならない。ただし、知事は、所有者が当該特定動物を引き続き所有することができないことについて規則で定めるやむを得ない理由があると認めるときは、当該特定動物を引き取ることができる。

2 前項ただし書の規定による引取りを求めようとする所有者は、規則で定めるところにより、あらかじめ知事に申請しなければならない。

3 知事は、前項の規定による申請があったときは、同項に規定する所有者に対し、引取りの日時、場所等について必要な指示をすることができる。

（指導及び勧告）

第八条 知事は、特定動物の飼養者に対し、その特定動物の飼養について必要な指導又は勧告をすることができる。

第四章 府の措置等

（動物の引取り）

第九条 知事は、犬、ねこ及び特定動物以外の動物であって規則で定めるもの（以下この条及び第十三条において「動物」という。）の引取りをその所有者から求められたときは、当該所有者が継続して飼養することができないことについて、やむを得ない理由があると認めるときに限り、これを引き取るものとする。この場合において、知事は、当該所有者に対し、引取りの日時、場所その他必要な指示をすることができる。

（飼い犬の抑留）

第十条 知事は、第四条第一項の規定に違反して係留されていない飼い犬があると認めるときは、その犬を捕獲し、抑留することができる。

（引取り等をした動物に対する治療等）

第十一条 知事は、第七条第一項ただし書の規定により引き取った特定動物、第九条の規定により引き取った動物、前条の規定により抑留した飼い犬若しくは法第三十五条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により引き取った犬若しくはねこで疾病にかかり、若しくは負傷したものと等又は法第三十六条第二項の規定により収容した犬、ねこ等の動物について、治療その他必要な処置を講ずるものとする。

2 知事は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する動物が同項の治療その他必要な処置を講じても回復等の見込みがないと認めるときは、当該動物を処分することができる。

（公示等）

第十二条 知事は、法第三十五条第二項において準用する同条第一項の規定により引き取った犬若しくはねこ、法第三十六条第二項の規定により収容した犬、ねこ等の動物又は第十条の規定により抑留した犬であって所有者の判明しないものの種類、引取り、収容又は抑留をした日時及び場所その他必要な事項を二日間公示するものとする。ただし、前条第二項の規定により処分する場合及び当該動物の所有者がいないと認められる場合は、この限りでない。

2 知事は、第十条の規定により抑留した犬の所有者が判明しているときは、その所有者に対し、期日を定めて当該犬を引き取るべき旨を通知しなければならない。

3 第一項の規定による公示の期間満了の日の翌日又は前項の規定による通知に定める期日までに当該公示又は通知に係る犬、ねこ等（以下この条及び次条において「犬、ねこ等」という。）の所有者がその犬、ねこ等を引き取らないときは、知事は、規則で定めるところにより、これを処分することができる。ただし、やむを得ない理由により当該公示の期間満了の日の翌日又は当該通知に定める期日までに引き取ることができない所有者が、その旨及び相当の期間内に引き取るべき旨を申し出たときは、その申し出た期間が経過するまでは、処分することができない。

4 犬、ねこ等の所有者は、その犬、ねこ等を引き取るときには、その飼養管理費及び返還に要する経費として規則で定める額を納付しなければならない。

（譲渡）

第十三条 知事は、法第三十五条第一項の規定により引き取った犬又はねこ、第九条の規定により引き取った動物及び前条第三項の規定により処分することができることとなった犬、ねこ等を、これらの飼養を希望する者であって、これらを適正に飼養することができるものと認められるものに譲渡することができる。

（薬物による野犬の掃討）

第十四条 知事は、野犬（飼い犬以外の犬をいう。以下同じ。）が人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがあり、かつ、通常の方法によっては捕獲することが著しく困難であると認めるときは、区域及び期間を定め、薬物を使用してこれを

掃討することができる。

2 知事は、前項の規定により薬物を使用して野犬を掃討しようとするときは、当該区域及びその隣接区域の住民に対し、あらかじめ、薬物の使用の方法及び期間その他必要と認める事項を周知させなければならない。

3 第一項の規定による野犬の掃討の方法及び前項の規定による住民に対する周知の方法は、規則で定める。

(措置命令)

第十五条 知事は、飼い犬が、人の生命、身体又は財産に害を加え、又はそのおそれがあると認めるときは、その犬の所有者に対し、その犬に口輪をつけることその他必要な措置をとることを命ずることができる。

第五章 手数料

(手数料)

第十六条 法、省令及びこの条例に基づく事務に関し、次の表の中欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に定める金額の手数料を納付しなければならない。

項	区 分	金 額
一	第七条第一項ただし書の規定による特定動物の引取りを求めようとする者	一頭、一匹又は一羽につき三、五〇〇円
二	第九条の規定により動物の引取りを求めようとする者	一頭、一匹又は一羽につき一、四〇〇円
三	法第十条第一項の登録を受けようとする者	一五、〇〇〇円(一の事業所において二以上の動物取扱業の種別の登録を受けようとする場合は、一五、〇〇〇円に一を超える種別の数に七、五〇〇円を乗じて得た額を加算した額)
四	法第十三条第一項の規定により登録の更新を受けようとする者	一三、〇〇〇円(一の事業所において二以上の動物取扱業の種別の登録の更新を受けようとする場合は、一三、〇〇〇円に一を超える種別の数に六、五〇〇円を乗じて得た額を加算した額)
五	法第二十六条第一項の許可を受けようとする者	二〇、〇〇〇円(一の特定飼養施設において二以上の特定動物の種類別の許可を受けようとする場合は、二〇、〇〇〇円に一を超える種類の数に一〇、〇〇〇円を乗じて得た額を加算した額)
六	法第二十八条第一項の規定により変更の許可を受けようとする者	一六、〇〇〇円(一の特定飼養施設において二以上の特定動物の種類別の変更の許可を受けようとする場合は、一六、〇〇〇円に一を超える種類の数に八、〇〇〇円を乗じて得た額を加算した額)
七	法第三十五条第一項の規定により犬又はねこの引取りを求めようとする者	犬又はねこが生後九十一日以上のものである場合 一頭又は一匹につき一、四〇〇円 その他の場合 十頭又は十匹(十頭又は十匹に満たない端数は、十頭又は十匹とする。)につき一、四〇〇円
八	動物の愛護及び管理に関する法律施行規則(平成十八年環境省令第一号。以下「省令」という。)第二条第六項の規定により登録証の再交付を受けようとする者	一、七〇〇円
九	省令第十五条第六項の規定により許可証の再交付を受けようとする者	一、七〇〇円

2 既納の手数料は、還付しない。ただし、知事は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

3 知事は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

第六章 事務処理の特例

(事務処理の特例)

第十七条 この条例及びその施行に関する事項を定めた規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務であって高槻市の区域に係るものは、高槻市が処理することとする。

- 一 第四条第三項の規定による届出の受理に関する事務
- 二 第十二条第一項の規定による公示に関する事務（第十条の規定により抑留した犬に係るものに限る。）
- 三 第十二条第二項の規定による通知に関する事務
- 四 第十四条第一項の規定による野犬の掃討に関する事務
- 五 第十四条第二項の規定による住民に対する周知に関する事務
- 六 第十五条第一項の規定による命令に関する事務
- 七 第十九条第一項の規定による立入調査に関する事務（飼い犬に係るものに限る。）

2 この条例及びその施行に関する事項を定めた規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務であって東大阪市の区域に係るものは、東大阪市の区域に係るものとして、東大阪市の区域が処理することとする。

- 一 前項各号に掲げる事務
- 二 第十条の規定による飼い犬の捕獲及び抑留に関する事務
- 三 第十二条第三項の規定による処分に関する事務（第十条の規定により抑留した犬に係るものに限る。）

3 この条例及びその施行に関する事項を定めた規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務であって大阪市及び堺市の区域に係るものは、当該市が処理することとする。

- 一 第一項第一号から第六号まで並びに前項第二号及び第三号に掲げる事務
- 二 第十九条第一項の報告の徴収及び同項の規定による立入調査に関する事務（飼い犬に係るものに限る。）

第七章 雑 則

(動物愛護管理員)

第十八条 法第三十四条第一項に規定する動物愛護担当職員として、動物愛護管理員を置く。

(報告の徴収及び立入調査)

第十九条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、飼養者に対し、飼養施設の状況、その飼養する動物の管理の方法その他必要な事項に関する報告を求め、又は動物愛護管理員に、当該飼養者の飼養施設その他動物の飼養に係りのある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を調査させることができる。

2 動物愛護管理員は、前項の規定により立入調査をするときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(市町村の条例との関係)

第二十条 飼養者（犬の飼養者を除く。）の遵守すべき事項に関して、この条例と同等以上の効果が得られるものとして知事が認める内容を有する条例を制定している市町村であって規則で定めるところにより指定するものの区域については、第三条、第五条及び前条（第四条の規定に係る部分を除く。）の規定は、適用しない。

(規則への委任)

第二十一条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第八章 罰 則

第二十二条 第十九条第一項の報告をせず、当該報告について虚偽の報告をし、又は同項の調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二十万円以下の罰金に処する。

第二十三条 第五条第二項又は第三項の規定に違反して直ちに通報しなかった者は、十万円以下の罰金に処する。

第二十四条 第十五条の規定による命令に違反した者は、十万円以下の罰金、拘留又は科料に処する。

第二十五条 第四条第一項の規定に違反した者は、拘留又は科料に処する。

第二十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、法人又は人の業務に関して第二十二条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十三年七月一日から施行する。ただし、第九条及び第四十条第一号並びに附則第五号の規定は、同年十月一日から施行する。

(条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

- 一 大阪府飼い犬の管理に関する条例(昭和四十五年大阪府条例第五号)
- 二 大阪府危険な動物の飼養及び保管に関する条例(昭和五十五年大阪府条例第四号)

附 則(平成一八年大阪府条例第四三号)

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年六月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中動物愛護管理条例第四条第一項第三号の改正規定及び第三十四条第一項の表に一項を加える改正規定 公布の日
- 二 第一条中動物愛護管理条例第三十五条第三項の改正規定及び同条第四項を削る改正規定 平成十八年四月一日

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

2 職員の特殊勤務手当に関する条例(平成十年大阪府条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項第四号口中「第二十八条」を「第十条」に、同号八中「第三十二条第一項」を「第十四条第一項」に、同号ホ中「第三十七条第一項」を「第十九条第一項」に改める。

大阪市動物の愛護及び管理に関する条例

平成十三年四月一日大阪市条例第四十六号

第一章 総 則

(目的)

第一条 この条例は、動物の愛護及び管理について、本市、市民及び飼養者の責務を明らかにするとともに、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下「法」という。)に基づき、動物の適正な飼養及び保管に関し必要な事項について定めることにより、市民の動物に対する愛護の精神の高揚を図るとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害を防止することを目的とする。

(本市の責務)

第二条 本市は、法に定めるもののほか、動物に起因する感染症の疾病の発生を予防し、及びそのまん延を防止するために必要な措置を講ずる等動物の愛護及び管理に関する施策を策定し、これを実施する責務を有する。

(市民の責務)

第三条 市民は、動物の愛護に努めるとともに、本市が実施する動物の愛護及び管理に関する施策に協力する責務を有する。

(飼養者の責務)

第四条 動物の飼養者(動物の所有者又は占有者をいう。以下同じ。)は、法に定めるもののほか、動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の必要な措置を講ずる責務を有する。

第二章 動物の適正な取扱い

(飼養等の基本事項)

第五条 飼養者は、次に掲げる事項を守り、動物を適性に飼養し、又は保管するよう努めなければならない。

- (1) 自己の飼養し、又は保管する動物の種類、数、生育状況及び健康状況に応じて、飼養又は保管のための施設(以下「飼養施設」という。)を設け、給餌及び給水を行うこと
- (2) 飼養施設の内部及びその周辺を常に清潔にし、悪臭等の発生を防止すること
- (3) 公共の場所並びに他人の土地及び物件を不潔にし、又は損傷させないこと
- (4) 自己の飼養し、又は保管する動物が逸走した場合は、速やかに捕獲すること
- (5) 前各号に掲げるもののほか、自己の飼養し、又は保管する動物により、人に迷惑をかけないこと

2 飼養者は、自己の飼養し、又は保管する動物を捨ててはならない。

(特定動物飼養者等の遵守事項)

第六条 法第26条第1項に規定する特定動物(以下「特定動物」という。)を飼養し、又は保管する者(以下「特定動物飼養者」という。)は、同項に規定する特定飼養施設(以下「特定飼養施設」という。)を常に点検するとともに、捕獲用器材を常に使用できるよう整備しておかなければならない。

2 特定動物飼養者は、その飼養し、又は保管する特定動物が逸走したときは、直ちに、市長及び最寄りの警察署に通報するとともに、当該特定動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

3 特定動物飼養者は、その飼養し、又は保管する特定動物が人の生命、身体又は財産を侵害したときは、直ちにその旨を市長に通報するとともに、適切な救護措置及び人の生命、身体又は財産に対する新たな侵害の発生を防止するための措置を講じなければならない。

4 特定動物の所有者は、自己の所有する特定動物を飼養し、若しくは飼養させ、又は保管し、若しくは保管させることができなくなったときは、当該特定動物を自らの責任において譲渡その他の方法により適正に処分しなければならない。

第三章 動物の引取り又は収容

(特定動物の引取り)

第七条 前条第4項の規定にかかわらず、市長は、次の各号のいずれにも該当するときは、法第26条第1項の許可に係る特定動物の所有者(以下「特定動物所有者」という。)から当該特定動物を引き取るものとする。

(1) 特定動物所有者が次のいずれかに該当すること

ア 相続により特定動物を取得した者

イ 海外へ移住する者

ウ 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定により保護を受けている者又はこれに準ずると市長が認める者

(2) 特定動物所有者が当該特定動物を引き続き所有することができないこと

(3) 特定動物所有者が当該特定動物を譲渡その他の方法により適正に処分することができないこと

(4) 特定動物所有者から当該特定動物を引き取らないことにより市民の安全を損なうおそれがあること

2 前項の規定による引取りを求めようとする特定動物所有者は、市規制で定めるところにより申請書を市長に提出してその承認を受けなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請を承認するときは、当該申請を行った特定動物所有者に対し、引取りの日時、場所等について必要な指示をすることができる。

(公示)

第八条 市長は、法第 35 条第 2 項の規定により所有者の判明しない犬若しくは猫を引き取り、又は法第 36 条第 2 項の規定により疾病にかかり、若しくは負傷した犬、猫等の動物を収容したときは、市長の定めるところにより、その動物の種類、引取り、又は収容の日時及び場所その他必要な事項を、当該引取り又は収容の日の翌日から起算して 2 日間公示するものとする。

(公示期間が満了した動物の処分)

第九条 市長は、前条の規定による公示の期間が満了する日(以下「公示期間満了日」という。)の翌日までに、引き取り、又は収容した動物をその飼養者が引き取らないときは、当該動物を処分することができる。ただし、飼養者が相当の期間内に当該動物を引き取る旨を申し出た場合において、公示期間満了日の翌日までに引き取ることができないことについて相当の理由があると市長が認めるときは、当該期間が経過するまでは、これを処分しないものとする。

(譲渡)

第十条 市長は、前条の規定による処分として動物を譲渡する場合にあっては、その飼養を希望する者でこれを適正に飼養できると認めるものに譲渡するものとする。

第四章 手数料等

(手数料)

第十一条 法、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則(平成 18 年環境省令第 1 号。以下「規則」という。)又はこの条例の規定に基づく事務で次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める額の手数料をその申請をする者から徴収する。

- (1) 法第 10 条第 1 項の規定に基づく登録 1 件につき 15,000 円(1 の事業所において、同時に 2 以上の動物取扱業(同項に規定する動物取扱業をいう。以下同じ。)の種別(同条第 2 項第 4 号に規定する種別をいう。以下同じ。)に係る登録を受けようとする場合における 1 を超える動物取扱業の種別に係る登録にあっては、7,500 円)
- (2) 法第 13 条第 1 項の規定に基づく登録の更新 1 件につき 13,000 円(1 の事業所において、同時に 2 以上の動物取扱業の種別に係る登録の更新を受けようとする場合における 1 を超える動物取扱業の種別に係る登録の更新にあっては、6,500 円)
- (3) 規則第 2 条第 6 項の規定に基づく登録証の再交付 1 件につき 1,700 円
- (4) 法第 26 条第 1 項の規定に基づく許可 1 件につき 20,000 円(1 の敷地内において飼養又は保管する特定動物に係る 2 以上の許可を同時に受けようとする場合における 1 を超える許可にあっては、10,000 円)
- (5) 法第 28 条第 1 項の規定に基づく許可 1 件につき 16,000 円(1 の敷地内において飼養又は保管する特定動物に係る 2 以上の許可を同時に受けようとする場合における 1 を超える許可にあっては、8,000 円)
- (6) 規則第 15 条第 6 項の規定に基づく許可証の再交付 1 件につき 1,700 円
- (7) 法第 35 条第 1 項の規定に基づく犬又は猫の引取り 1 頭又は 1 匹(生後 90 日以内のものにあっては、10 頭又は 10 匹までごと)につき 1,400 円
- (8) 特定動物の引取り 1 頭、1 匹又は 1 羽につき 31,500 円

(納付の時期)

第十二条 前条の規定による手数料は、申請の際、納付しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、後納することができる。

(減免)

第十三条 市長は、特別の事由があると認めるときは、第 11 条の規定による手数料を減額し、又は免除することができる。

(還付)

第十四条 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(収容動物の飼養費用等)

第十五条 法第 35 条第 2 項又は法 36 条第 2 項の規定により収容された動物の飼養者が当該動物を引き取ろうとするときは、市長の定めるところにより、当該動物の飼養等に要した費用及び返還に要する費用を納付しなければならない。

第五章 雑 則

(動物愛護管理員の設置)

第十六条 法第34条第1項に規定する職員として、本市に動物愛護管理員を置く。

(立入検査等)

第十七条 市長は、法第24条第1項及び第33条第1項に規定するもののほか、この条例の規定を施行するために必要な限度において、飼養者に対し、飼養施設の状況、その取り扱う動物の管理の方法その他必要な事項に関する報告を求め、又は前条の動物愛護管理員に、飼養施設その他の動物の飼養に関係のある場所に立ち入り、飼養施設の規模及び構造並びに動物の飼養状況等を検査させ、若しくは関係人に質問させることができる。

2 前項の動物愛護管理員は、その身分を示す証明証を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第十八条 前条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による動物愛護管理員の検査若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは動物愛護管理員の質問に対して虚偽の答弁をした者は、200,000円以下の罰金に処する。

第十九条 第6条第2項又は第3項の規定に違反して直ちに市長又は同条第2項に規定する警察署に通報しなかった者は、100,000円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第二十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、法人又は人の業務に関して、第18条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑に科する。

(施行の細目)

第二十一条 この条例の施行について必要な事項は、市規則で定める。

堺市動物の愛護及び管理に関する条例

平成十七年十二月二十二日堺市条例第七十号

(目的)

第一条 この条例は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下「法」という。)に基づき、動物の飼養及び保管に関する必要な措置その他動物の愛護及び管理について必要な事項を定めることにより、市民の動物に対する愛護精神の高揚、市民の安全の確保及び公衆衛生の向上に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼養者 動物の所有者又は占有者をいう。
- (2) 飼養施設 動物を飼養し、又は保管するための施設をいう。
- (3) 特定動物 動物の愛護及び管理に関する法律施行令(昭和50年政令第107号)第1条に規定する動物をいう。

(飼養者の遵守事項)

第三条 飼養者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 動物の種類、数等に応じて必要な飼養施設を設け、適切にえさ及び水を与えること。
- (2) 飼養施設の内部及びその周辺を常に清潔にし、悪臭等の発生を防止すること。
- (3) 公共の場所又は他人の土地、建物等を不潔にし、又は損傷させないこと。
- (4) 自己の飼養し、又は保管する動物の鳴き声等により、人に不快の念を生じさせないこと。
- (5) 自己の飼養し、又は保管する動物が逸走した場合は、自らこれを搜索し、収容すること。
- (6) 自己の飼養し、又は保管する動物をみだりに繁殖させないようにすること。
- (7) 自己の飼養し、又は保管する動物を捨てないこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、自己の飼養し、又は保管する動物により、人に迷惑をかけないこと。

(特定動物の飼養者の遵守事項)

第四条 特定動物の飼養者は、その飼養施設を常に点検するとともに、捕獲用器材を常に使用できるように整備しておかなければならない。

- 2 飼養者は、その飼養し、又は保管する特定動物が逸走したときは、直ちに市長及び最寄りの警察署に通報するとともに、当該特定動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するため、必要な措置を講じなければならない。

(事故発生時の措置)

第五条 飼養者は、その飼養し、又は保管する動物が人の生命、身体又は財産に害を加えたときは、適正な応急処置を行うとともに新たな事故の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

- 2 特定動物の飼養者は、前項に規定する場合において、同項の措置を講じるとともに、直ちにその旨を市長に通報しなければならない。

(飼えなくなった特定動物の引取り)

第六条 飼養の許可を受けた特定動物の飼養者(以下この条において単に「所有者」という。)は、当該特定動物を飼えなくなった場合は、その責任において適正にこれを処理しなければならない。ただし、市長は、所有者が当該特定動物を引き続き所有することができないことについて、規則で定めるやむを得ない理由があると認めるときは、当該特定動物を引き取ることができる。

- 2 前項ただし書きの規定による引取りを求めようとする所有者は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に申請しなければならない。

- 3 市長は、前項の規定による申請があったときは、同項に規定する所有者に対し、引取りの日時、場所等について必要な指示をすることができる。

(収容した動物に対する治療等)

第七条 市長は、法第36条第2項の規定により犬、ねこ等の動物を収容したときは、治療その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、規則で定める場合には、当該動物を処分することができる。

(公告等)

第八条 市長は、法第35条第2項において準用する同条第1項の規定により引き取った犬又はねこ及び法第36条第2項の規定により収容した犬、ねこ等の動物であって所有者の判明しないものの種類、引取り又は収容した日時及び場所その他必要な事項を2日間公告しなければならない。ただし、前条第2項の規定により処分した動物については、この限りでない。

- 2 前項の規定による公告の期間満了の日の翌日までに当該公告に係る犬、ねこ等(以下この条及び次条において「犬、ね

こ等」という。)の所有者が当該犬、ねこ等を引き取らないときは、市長は、規則で定めるところにより、これらを処分することができる。ただし、やむを得ない理由により当該公告の期間満了の日の翌日までに引き取ることができない所有者がその旨及び相当の期間内に引き取るべき旨を申し出たときは、その申し出た期間が経過するまでは、これらを処分することができない。

3 犬、ねこ等の所有者は、当該犬、ねこ等を引き取るときは、その飼養管理費及び返還に要する費用として規則で定める額を納付しなければならない。

(譲渡)

第九条 市長は、法第 35 条第 1 項の規定により引き取った犬又はねこ及び前条第 2 項の規定により処分することができることとなった犬、ねこ等を、これらの飼養を希望する者であって、これらを適正に飼養することができるものと認められるものに譲渡することができる。

2 市長は、前項の規定による譲渡に要する費用として、規則で定める額を飼養希望者から徴収するものとする。

(手数料等)

第十条 法、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則(平成 18 年環境省令第 1 号。以下この項において「省令」という。)及びこの条例に基づく事務に関し、次に掲げる手数料として当該各号に定める金額を申請者から徴収する。

(1) 法第 10 条第 1 項の規定に基づく動物取扱業に係る登録手数料 登録を受けようとする動物取扱業の種別の数が 1 である場合にあっては 15,000 円、2 以上である場合にあっては 15,000 円に 1 を超える種別の数に 7,500 円を乗じて得た額を加算した額

(2) 法第 13 条第 1 項の規定に基づく登録の更新申請手数料 更新を受けようとする動物取扱業の種別の数が 1 である場合にあっては 13,000 円、2 以上である場合にあっては 13,000 円に 1 を超える種別の数に 6,500 円を乗じて得た額を加算した額

(3) 法第 26 条第 1 項の規定に基づく特定動物の飼養又は保管の許可申請手数料 許可を受けようとする特定動物の種類数が 1 である場合にあっては 20,000 円、2 以上である場合にあっては 20,000 円に 1 を超える種類の数に 10,000 円を乗じて得た額を加算した額

(4) 法第 28 条第 1 項の規定に基づく特定動物の飼養又は保管の変更許可申請手数料 変更許可を受けようとする特定動物の種類数が 1 である場合にあっては 16,000 円、2 以上である場合にあっては 16,000 円に 1 を超える種類の数に 8,000 円を乗じて得た額を加算した額

(5) 法第 35 条第 1 項の規定に基づく犬又はねこの引取手数料 1 頭又は 1 匹(生後 90 日以内のものにあっては、10 頭又は 10 匹までごと) 1,400 円

(6) 省令第 2 条第 6 項の規定に基づく動物取扱業に係る登録証の再交付手数料 1 件 1,700 円

(7) 省令第 15 条第 6 項の規定に基づく特定動物の飼養又は保管の許可証の再交付手数料 1 件 1,700 円

(8) 第 6 条第 1 項ただし書の規定に基づく特定動物の引取手数料 1 頭、1 匹又は 1 羽 31,500 円

2 既納の手数料は還付しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

3 市長は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

(動物愛護管理員の設置)

第十一条 法第 34 条第 1 項に規定する動物愛護担当職員として、本市に動物愛護管理員を置く。

(立入検査等)

第十二条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、飼養者に対し、飼養施設の状況、その飼養し、又は保管する動物の管理の方法その他必要な事項に関する報告を求め、又は動物愛護管理員に、当該飼養者の飼養施設その他動物の飼養に関係のある場所に立ち入り、飼養施設その他物件を調査させることができる。

2 動物愛護管理員は、前項の規定により立入調査をするときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(委任)

第十三条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第十四条 第 12 条第 1 項の報告をせず、当該報告について虚偽の報告をし、又は同項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、200,000 円以下の罰金に処する。

第十五条 第 4 条第 2 項又は第 5 条第 2 項の規定に違反して直ちに通報しなかった者は、100,000 円以下の罰金に処する。

第十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前 2 条

の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。